

## 必ずチェック 最低賃金！使用者も 労働者も

最低賃金制度とは、国が賃金の最低額を定め、使用者は、その最低賃金額以上の賃金を労働者に支払わなければならないとする制度です。最低賃金には、大阪府内のすべての労働者を対象とする「大阪府最低賃金」と、特定の産業の労働者を対象とする「産業別最低賃金」とがあり、それぞれ原則としてパート、臨時、派遣、アルバイトなどを含めすべての労働者に適用されます。

これらの最低賃金は、賃金・物価の動向等に応じて改定してきており、現在の時間額は表のとおりになっています。

詳しくは、大阪労働局労働基準部賃金課（電話06-6949-6502）または最寄りの労働基準監督署にお問い合わせください。

最低賃金の件名		時間額	発効年月日
大阪府最低賃金		762円	平成21年9月30日
産業別最低賃金	塗料製造業	845円	平成21年10月31日
	機械・金属製品製造 関連産業	827円	
	電気機械器具製造 関連産業	806円	平成21年11月6日
	鉄鋼業	841円	平成21年11月30日
	非鉄金属製造 関連産業	798円	
	自動車・同附属品 製造業	824円	
	各種商品小売業	768円	
自動車小売業	813円		